

日本へ旅行するアセアン諸国大学生の皆さんへ

アセアン(ASEAN)各国との青年交流拡大を目的に、以下の条件を満たすアセアン各国の大学生が日本を訪問する際の査証手数料を免除しています。

1. 査証手数料が免除となる要件

(1) 対象となる方

インドネシア国籍者でインドネシアを含むアセアン諸国内の大学に通う大学生(S1)、あるいはアセアン諸国国籍者(カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス)であり、かつインドネシア国内の大学に通う大学生。(シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア国籍者については、査証相互免除取決めあるいは査証手数料相互免除取決めがあるため、このプログラムは適用されません。)

(2) 対象となる査証

短期滞在査証(一次査証)のみ(留学を含むそれ以外の査証はプログラムの対象外です)

2. 必要書類

通常の査証申請に必要な書類の他、以下の書類をご提出願います。

大学生(S1)に在籍していることを証明する書類。(学生証等でS1に在学していることが明確に記載されていない場合には、大学からの証明書等を提出してください。S1以外の課程に在籍している方は本プログラム対象となりません。)

(注)疎明資料の提出がなく、大学生(S1)であることが確認できない場合は、査証手数料は免除されません。